

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	子育て世帯への臨時特別給付支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
恵庭市は、子育て世帯への臨時特別給付支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
北海道恵庭市長
公表日
令和4年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子育て世帯への臨時特別給付支給事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子ども達を力強く支援しその未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子ども1人あたり10万円の現金を給付する。 次に挙げる事務において特定個人情報を利用する。 ①給付金積極支給の審査及び決定に関する事務 ②申請書の受理、審査及び決定に関する事務
③システムの名称	保健福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

子育て世帯生活支援特別給付金ファイル、課税情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法 第9条第1項および別表第1の101の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法 第19条第8号および別表第2の121の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども未来部 子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども未来部 子ども家庭課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒061-1498 恵庭市京町1番地 恵庭市総務部総務課 (代)0123-33-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒061-1498 恵庭市京町1番地 恵庭市子ども未来部子ども家庭課給付担当 (代)0123-33-3131(内線1243)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

変更箇所